

茨城県死因究明等推進協議会の情報の取扱いについて

1 会議等の公開・非公開の決定について

協議会の独立性を尊重する観点から、その運営に責任を有する協議会自体に委ねられているので、協議会として、会議を公開とするか非公開とするか決定する必要がある。

2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアル（令和4年3月策定）における記載

マニュアル9頁より

9. 地方協議会等に関する情報公開について

- 現在、地方協議会の情報をホームページで公表しているのは10都府県であるが、資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。
- また、地方協議会以外にも死因究明等に関する取組については可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

3 上記を踏まえた本県協議会の情報に関する取扱い案

- (1) 原則として、会議及び議事録を公開することとするが、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、委員の意見を聞いた上で会長が非公開とすることができる。
- (2) 会議及び議事録を非公開とする場合には、議事内容の透明性を確保する観点から、議事要旨を公開する。その際、議事要旨は発言者が特定されないように作成し、会長の了解を得て公開する。
- (3) 会議に提出された資料は、原則公開とする。ただし、公開されることにより、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるもの等（公開しないことを前提に関係者から提出された資料等）は非公開とする。

※ 会議の公開については、あらかじめ開催通知とともに意見を聴取し、会長が決定する。

※ 資料の公開については、協議会の会議において決定する。